

指 定 書

氏 名 MONTEJO RANIEL CULLAMAT

国籍・地域 フィリピン

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定する。

「特定技能」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留することを希望する者が、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 : 株式会社ナカムラ
本店の所在地 : 山形県鶴岡市伊勢原町26番地10

CANCELLED



日本国法務大臣



16

日本国政府法務省

指 定 書

氏 名 MONTEJO RANIEL CULLAMAT

国籍・地域 フィリピン

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄
第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦
の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

- ・本邦の公私の機関
氏名又は名称：株式会社ナカムラ
所 在 地：山形県鶴岡市伊勢原町26番10号
- ・特定産業分野：建設



日 本 国 法 務 大 臣

19

19

